

社会福祉法人玉泉会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

役員及び評議員の報酬に関する規程

(定義等)

第 1 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 2 条 役員及び評議員の報酬は、社会福祉法人玉泉会定款第8条第1項及び第21条第1項に定めるとおり無報酬とする。

(公表)

第 3 条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 4 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

1. この規程は、平成29年6月30日より施行し、平成29年4月1日から適用する。